

議案第 1 号

令和 7 年度船橋市一般会計補正予算

令和 7 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,964 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257,563,805 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更及び廃止は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
60 国庫支出金		52,732,958	△206,595	52,526,363
	10 国庫負担金	42,232,194	8,500	42,240,694
	15 国庫補助金	10,359,054	△215,095	10,143,959
80 繰入金		7,740,127	△38,537	7,701,590
	10 基金繰入金	7,535,127	△38,537	7,496,590
90 諸収入		9,544,815	12,296	9,557,111
	35 雑入	5,668,085	12,296	5,680,381
95 市債		16,512,600	322,800	16,835,400
	10 市債	16,512,600	322,800	16,835,400
歳 入 合 計		257,473,841	89,964	257,563,805

歲 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路 3・4・27号線 橋りょう 新設事業	1,456,600	令和5年度	153,000	1,479,286	令和5年度	153,000
				令和6年度	296,800		令和6年度	296,800
				令和7年度	817,400		令和7年度	725,378
				令和8年度	189,400		令和8年度	202,200
							令和9年度	101,908

(廃止)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 総務費	10 総務管理費	本庁舎特定 天井改修事業	363,122	令和7年度	39,260		令和7年度	
				令和8年度	323,862		令和8年度	

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
20 民生費	10 社会福祉費	ケア・リハビリセンター整備事業	41,921
25 衛生費	10 保健衛生費	ケア・リハビリセンター整備事業	51,621
45 土木費	20 河川費	準用河川整備事業	170,457
		普通河川整備事業	71,000
55 教育費	20 中学校費	校舎等整備事業	62,500

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎特定天井改修費	令和7年度～令和9年度	364,903千円
身体障害者福祉ホーム若葉指定管理料	令和7年度～令和12年度	32,530千円
家事・育児支援サービス事業業務委託料	令和7年度～令和8年度	44,176千円
地域活動支援センター指定管理料	令和7年度～令和12年度	209,680千円
歯科診療所指定管理料	令和7年度～令和12年度	550,512千円
勤労市民センター指定管理料	令和7年度～令和12年度	333,288千円
アンデルセン公園指定管理料	令和7年度～令和12年度	2,636,000千円
運動公園・法典公園指定管理料	令和7年度～令和12年度	2,000,955千円
市営住宅指定管理料	令和7年度～令和12年度	750,321千円
学習バス運行业務委託料	令和7年度～令和8年度	176,229千円
薬田台南小学校エレベーター整備費	令和7年度～令和8年度	57,772千円
市民ギャラリー・茶華道センター指定管理料	令和7年度～令和12年度	211,973千円
朝の子供居場所づくり業務委託料	令和7年度～令和8年度	18,018千円
一宮少年自然の家指定管理料	令和7年度～令和12年度	412,500千円
小学校水泳指導業務委託料	令和7年度～令和8年度	32,987千円

事 項	期 間	限 度 額
総合体育館・武道センター指定管理料	令和7年度～令和10年度	909,048千円

(変 更)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム 使用料	令和7年度 ～ 令和12年度	671,490千円	標準準拠システム 使用料	令和7年度 ～ 令和12年度	708,117千円
ガバメントクラウド運 用管理補助業務委 託料	令和7年度 ～ 令和12年度	203,280千円	ガバメントクラウド運 用管理補助業務委 託料	令和7年度 ～ 令和12年度	214,368千円
小・中・特別支援学 校給食調理業務委 託料(宮本小学校 ほか42校)	令和7年度 ～ 令和10年度	4,282,652千円	小・中・特別支援学 校給食調理業務委 託料(宮本小学校 ほか43校)	令和7年度 ～ 令和10年度	4,340,284千円

第5表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
庁 舎 改 修 事 業	124,500	△ 39,200	85,300
老人福祉施設建設事業	449,800	35,000	484,800
診 療 所 建 設 事 業	900	51,600	52,500
街 路 整 備 事 業	446,800	257,900	704,700
消 防 施 設 整 備 事 業	635,000	△ 11,300	623,700
小 学 校 建 設 事 業	898,700	28,800	927,500

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	16,512,600	322,800	16,835,400

議案第 2 号

令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
国民健康保険システム使用料	295,862千円	311,329千円

議案第 3 号

令和 7 年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第 1 表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
介護保険システム使用料	419,804千円	442,702千円

議案第4号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)	手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)
1～60 (略)	(略)	1～60 (略)	(略)
60の2 建築基 準法施行令 (昭和25年政 令第338号) <u>第137条の1</u> <u>2第11項</u> の規 定に基づく 既存の建築 物の大規模 の修繕又は 大規模の模 様替に關す る制限の適 用除外に係 る認定の申 請に対する 審査	(略)	60の2 建築基 準法施行令 (昭和25年政 令第338号) <u>第137条の1</u> <u>2第6項</u> の規 定に基づく 既存の建築 物の大規模 の修繕又は 大規模の模 様替に關す る制限の適 用除外に係 る認定の申 請に対する 審査	(略)
60の3 建築基	(略)	60の3 建築基	(略)

準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
61～260の2 (略)	(略)	61～260の2 (略)	(略)
261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額	261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1

			日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額 ア及びイ (略) 2 (略) (摘要) 1～6 (略)
262～269 (略)	(略)		262～269 (略)
270 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅		270 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請

に対する審査	部分に係る申請にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額 ア及びイ (略)
に対する審査	部分に係る申請にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(<u>日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。)</u>については、<u>日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)</u>に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額 ア及びイ (略)

	2 (略) (摘要) 1～7 (略)		2 (略) (摘要) 1～7 (略)
271～274 (略)	(略)	271～274 (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日本住宅性能表示基準の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に係る手数料について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 号

都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事請負契約の締結について

都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1, 0 1 3, 4 3 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東急・京成特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
千葉県千葉市中央区新町 1 8 番地 1 0
東急建設株式会社 千葉支店
支店長 西 村 伸
構成員
千葉県船橋市宮本 4 丁目 1 7 番 3 号
京成建設株式会社
代表取締役 田 中 亜 夫 |

理 由

都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第6号

新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事請負契約の変更について

令和6年10月9日議決を経た新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事（契約の相手方 北日本機械株式会社 関東営業所）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	330,000,000円
	変更後	371,277,500円

理 由

設計図書の変更及び単品スライド条項の適用により、新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第 7 号

船橋市武道センター大規模改修工事請負契約の変更について

令和 6 年 1 0 月 9 日議決を経た船橋市武道センター大規模改修工事（契約の相手方 株式会社みくに建築）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	3 9 0 , 1 7 0 , 0 0 0 円
	変更後	4 1 7 , 5 6 9 , 9 0 0 円

理 由

設計図書の変更及びインフレスライド条項の適用により、船橋市武道センター大規模改修工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第 8 号

史跡取掛西貝塚保存用地の取得について

史跡取掛西貝塚保存用地として、次のとおり土地を取得する。

令和7年11月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- | | | | |
|---|--------|-------|-------------------|
| 1 | 取得する土地 | 所在地 | 船橋市米ヶ崎町465番1ほか12筆 |
| | | 面積 | 5,815.72平方メートル |
| 2 | 取得価格 | | 178,334,417円 |
| 3 | 契約の相手方 | 船橋市在住 | A |

理 由

史跡取掛西貝塚保存用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

倒木に伴う事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和7年11月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市駿河台1丁目33番8号 コンフィデンス駿河台2階
医療法人社団白羽会つばさ在宅クリニック
理事長 永島 徳人

2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、1,031,113円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対し何らの請求もしない。

理 由

倒木に伴う事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第10号

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者の指定について

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
- 2 指定管理者 船橋市藤原8丁目17番2号
社会福祉法人千葉県福祉援護会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 11 号

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定
管理者の指定について

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定管理者
について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑
 船橋市朋松苑デイサービスセンター
- 2 指定管理者 八千代市村上字ふぎ 641 番地
 社会福祉法人八千代美香会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定管理者
の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要が
ある。

議案第 12 号

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市南老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 船橋市古和釜町 430 番地 1
社会福祉法人南生会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 13 号

船橋市歯科診療所の指定管理者の指定について

船橋市歯科診療所の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市歯科診療所
- 2 指定管理者 船橋市北本町 1 丁目 16 番 55 号
公益社団法人船橋歯科医師会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市歯科診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第14号

船橋市地域活動支援センターの指定管理者の指定について

船橋市地域活動支援センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市地域活動支援センター
- 2 指定管理者 船橋市宮本2丁目4番6号トレゾア船橋201号室
NPO法人船橋こころの福祉協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

船橋市地域活動支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 15 号

船橋市勤労市民センターの指定管理者の指定について

船橋市勤労市民センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市勤労市民センター
- 2 指定管理者 船橋市本町 4 丁目 19 番 6 号
公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市勤労市民センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第16号

船橋市アンデルセン公園の指定管理者の指定について

船橋市アンデルセン公園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市アンデルセン公園
- 2 指定管理者 船橋市本町4丁目41番19号
公益財団法人船橋市公園協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

船橋市アンデルセン公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 17 号

船橋市運動公園及び法典公園の指定管理者の指定について

船橋市運動公園及び法典公園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市運動公園
 法典公園
- 2 指定管理者 ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ
 構成員（代表者）
 大阪府大阪市中心区北浜 4 丁目 1 番 23 号
 美津濃株式会社
 構成員
 大阪府大阪市中心区北浜 4 丁目 1 番 23 号
 ミズノスポーツサービス株式会社
 構成員
 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
 コナミスポーツ株式会社
 構成員
 東京都渋谷区代々木 2 丁目 18 番 3 号
 株式会社オーチャー
 構成員
 千葉県船橋市本町 4 丁目 41 番 19 号
 公益財団法人船橋市公園協会
 構成員

東京都品川区西五反田 2 丁目 2 0 番 4 号

タイムズ 2 4 株式会社

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

船橋市運動公園及び法典公園の指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 18 号

船橋市本町駐車場の指定管理者の指定について

船橋市本町駐車場の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市本町駐車場
- 2 指定管理者 船橋市本町 1 丁目 4 番 8 号
株式会社船橋都市サービス
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市本町駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第19号

船橋市営住宅の指定管理者の指定について

船橋市営住宅の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市営住宅
- 2 指定管理者 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

船橋市営住宅の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第20号

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年11月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市民ギャラリー
 船橋市茶華道センター
- 2 指定管理者 船橋市本町4丁目41番19号
 公益財団法人船橋市公園協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 21 号

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定について

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市立一宮少年自然の家
- 2 指定管理者 東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 22 号

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定について

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市総合体育館
 船橋市武道センター
- 2 指定管理者 ふなばしスポーツ健康パートナーズ
 構成員（代表者）
 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
 コナミスポーツ株式会社
 構成員
 千葉県千葉市中央区新町 18 番地 10
 日本管財株式会社 千葉営業所
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第23号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月13日提出

船橋市長 松戸 徹

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組合の共同処理する事務) 第3条（各号列記以外の部分略） （1）～（13）（略） <u>（14）削除</u> （15）及び（16）（略） 2（略） 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山	(組合の共同処理する事務) 第3条（各号列記以外の部分略） （1）～（13）（略） <u>（14）職員採用試験の合同実施</u> （15）及び（16）（略） 2（略） 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山

市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市
 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志
 野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市
 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市
 君津市 富津市 浦安市 四街道市
 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富
 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武
 市 いすみ市 大網白里市 酒々井町
 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九
 里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢
 町 長生村 白子町 長柄町 長南町
 大多喜町 御宿町 鋸南町 長門川水道
企業団 国保国吉病院組合 君津中央病
 院企業団 東葛中部地区総合開発事務組
 合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々
 井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合
 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ
 谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合
 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷
 隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々
 井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根
 川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛
 生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市
 複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組
 合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市
 広域行政組合 香取広域市町村圏事務組
 合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東
 総地区広域市町村圏事務組合 印西地区
消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組
 合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東
 総広域水道企業団 君津富津広域下水道
 組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水
 道企業団 印西地区環境整備事業組合
千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理	共同処理する団体
------	----------

市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市
 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志
 野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市
 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市
 君津市 富津市 浦安市 四街道市
 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富
 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武
 市 いすみ市 大網白里市 酒々井町
 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九
 里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢
 町 長生村 白子町 長柄町 長南町
 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企
業団 長門川水道企業団 国保国吉病院
 組合 君津中央病院企業団 東葛中部地
 区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生
 組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市
 外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組
 合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛
 衛生施設管理組合 印西地区衛生組合
 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉
 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖
 苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳
 市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域
 市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村
 圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡
 市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消
 防組合 山武郡市広域行政組合 香取広
 域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々
 井町消防組合 東総地区広域市町村圏事
 務組合 印西地区消防組合 九十九里地
域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事
 務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 東総広域水道企業団 君津富津広域下
 水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広
 域水道企業団 印西地区環境整備事業組
合 南房総広域水道企業団 千葉県後期
 高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理	共同処理する団体
------	----------

する事務	
第3条第1項第1号に掲げる事務	鉾子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市

する事務	
第3条第1項第1号に掲げる事務	鉾子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合

	町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 <u>印旛郡市広域市町村圏事務組合</u> 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合</u>		東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 <u>印旛郡市広域市町村圏事務組合</u> 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛	第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生

	生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合</u> 千葉県後期高齢者医療広域連合		組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合</u> 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>第3条第1項第14号に掲げる事務</u>	銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町

			横芝光町 一宮町 睦沢町
			長生村 白子町 長柄町
			長南町 大多喜町 御宿町
			鋸南町
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 2 4 号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
32-070	馬込町 993-52	馬込町 994-16	6. 00 7. 61	152. 10	
43-107	前原東 3 丁目 346-17	前原東 3 丁目 346-7	5. 00 6. 00	125. 15	
合 計				277. 25	

理 由

市道の路線認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 25 号

船橋市中央公民館・市民文化ホール大規模改修機械設備工事請負契約の締結について

船橋市中央公民館・市民文化ホール大規模改修機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 船橋市中央公民館・市民文化ホール大規模改修機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 契約金額 | 1, 285, 900, 000円 |
| 4 契約の相手方 | 朝日・ケイハイ特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
千葉県千葉市中央区新町3番地13
株式会社朝日工業社 東関東支店
支店長 丸 山 博 通
構成員
千葉県船橋市市場3丁目17番1号
株式会社ケイハイ
代表取締役 船 木 隆 志 |

理 由

船橋市中央公民館・市民文化ホール大規模改修機械設備工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を得る必要がある。